

## 国の特別措置による市税の優遇措置のあらまし

- 佐渡市内で家屋・償却資産・土地等を取得した者で、市の企業支援に係る特別措置条例で定める要件に該当する場合は、市税の優遇措置を受けることができます。

### 《国の特別措置に係る市税の優遇措置の内容》

条例の名称	佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例								
目的	税の優遇により離島地域の産業の振興を図り、離島の自立的発展を促進する								
対象地域	<p style="text-align: center;">離島振興対策実施地域(※)</p> <p>(※)佐渡市の産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区 (佐渡市全域が対象地域となります。)</p>								
対象者	<p>製造業、旅館業、<u>情報サービス業等(※1)</u>又は農林水産物等販売業(※2)を行う青色申告の法人及び個人</p> <p>(※1)情報サービス業等とは次の事業を指します。 ① 情報サービス業 ② 有線放送業 ③ インターネット附随サービス業 ④ コールセンターに係る事業</p> <p>(※2)農林水産物等販売業とは次の事業を指します。 地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業。 (例)観光客も対象とした直売所、観光土産物売場など</p>								
	適用要件 (注)	<p>家屋・償却資産・当該家屋の敷地である土地の各取得価額の合計額(業種、資本金別に要件が異なります。) (<u>製造業又は旅館業</u>)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">取得価額(合計額)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">500万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～ 1億円以下</td> <td style="text-align: center;">1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1億円超</td> <td style="text-align: center;">2,000万円以上</td> </tr> </table> <p>(<u>情報サービス業等、農林水産物等販売業又は個人</u>) 資本金の額に関係なく取得価額(合計額)が500万円以上</p>	資本金	取得価額(合計額)	5,000万円以下	500万円以上	～ 1億円以下	1,000万円以上	1億円超
資本金	取得価額(合計額)								
5,000万円以下	500万円以上								
～ 1億円以下	1,000万円以上								
1億円超	2,000万円以上								
優遇措置	課税免除								
	固定資産税(3年間)								
課税免除等の額	当該固定資産税を最初に賦課すべきこととなる年度以降3箇年度								
現行要件での適用期限	平成27年3月31日								
申請期限	課税免除を受けようとする年の1月末日まで								

問い合わせ先 佐渡市役所 産業振興課 企業支援係 木下  
TEL 63-3791 FAX 63-5126  
E-mail: sangyo@city.sado.niigata.jp